

「社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備等の基準に関する条例（仮称）の概要」  
について意見を募集します。

1 条例制定等の背景等

- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）第 5 条による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において、貧困ビジネス対策のため、第二種社会福祉事業（※）のうち、住居を提供する施設（住居の用に供するための施設）を設置するものについて、新たに「社会福祉住居施設」として位置付け、設備及び運営の最低基準の創設等の規制強化を行うこととされました。  
※ 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業と比べて利用者への影響が小さく、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）。経営主体に制限はなく、（全ての主体が）届出をすることにより事業経営が可能
- この社会福祉法の改正を受け、「社会福祉住居施設」のうち、「無料低額宿泊所」の設備及び運営の基準に関する条例（以下「基準条例」という。）を新たに定めるものです。  
なお、京都市内の施設については、京都市の条例が適用されるため、今回制定予定の基準条例の適用対象から除かれます。
- つきましては、基準条例の概要等を取りまとめましたので、これに関する御意見を下記によりお寄せください。

記

1 意見募集期間

令和元年 12 月 16 日（月）から令和 2 年 1 月 7 日（火）まで

2 意見の送付方法

- 郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府健康福祉部地域福祉推進課」宛てにお送りください。（様式は自由です。）
- 御意見の内容を確認させていただくこともありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号を合わせてお知らせください。
- なお、恐れ入りますが、電話での意見提出は御遠慮願います。

(1) 郵送の場合

〒602-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）  
京都府健康福祉部地域福祉推進課 宛て

(2) ファックスの場合

ファックス番号：075-441-4511

(3) 電子メールの場合

アドレス：[chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp](mailto:chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp)

3 公表資料

「社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備等の基準に関する条例（仮称）の概要」について ※公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。

## 2 制定する条例の概要等

### 1 制定する条例の題名

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備等の基準に関する条例（仮称）

### 2 無料低額宿泊所とは

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（社会福祉法第2条第3項第8号）を行う施設

＜府内における無料低額宿泊所の施設数（令和元年11月1日時点）＞

京都市を除く府内は施設なし。

（参考）京都市内の施設数 2（うち1施設は休止中）

### 3 条例の内容の考え方について

条例で定める内容は、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）」において、標準とすべき基準又は参酌すべき基準として規定されています。

条例の制定に当たっては、省令で規定されている基準（以下「省令基準」という。）の位置付けを踏まえ、また、省令基準では示されていないが、新たな基準として盛り込むことが望ましいもの等についても検討し、京都府としてふさわしい基準条例としてまとめてまいります。

### 4 省令基準のとおり全国一律の内容とする事項

無料低額宿泊所については、全国で一定のサービス水準を確保し、適切な施設整備と適正な運営を図るため、省令基準で施設の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法など詳細な基準（概要別紙のとおり）が定められているところです。

そのため、この条例においては、現在の省令基準をそのまま取り入れることとします。

### 5 新たに基準として盛り込む事項

府民の安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、次の事項を新たに規定します。

#### （1）暴力団員等の排除について

職員の資格要件だけでなく、施設の運営からも暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を排除することを規定します。

#### （2）人権の尊重について

入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための職員に対する研修の実施等の努力義務を規定します。

省令基準においては、抽象的な記述となっているので、京都府では無料低額宿泊所に求められている人権への配慮に係る取組をより具体化するため、その職員に対し、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修を実施する等の努力義務を規定します。

### 6 施行期日

令和2年4月1日（ただし、サテライト型住居に係る部分は令和4年4月1日）